清瀬市資源回収報償金交付の交付申請書等の提出について

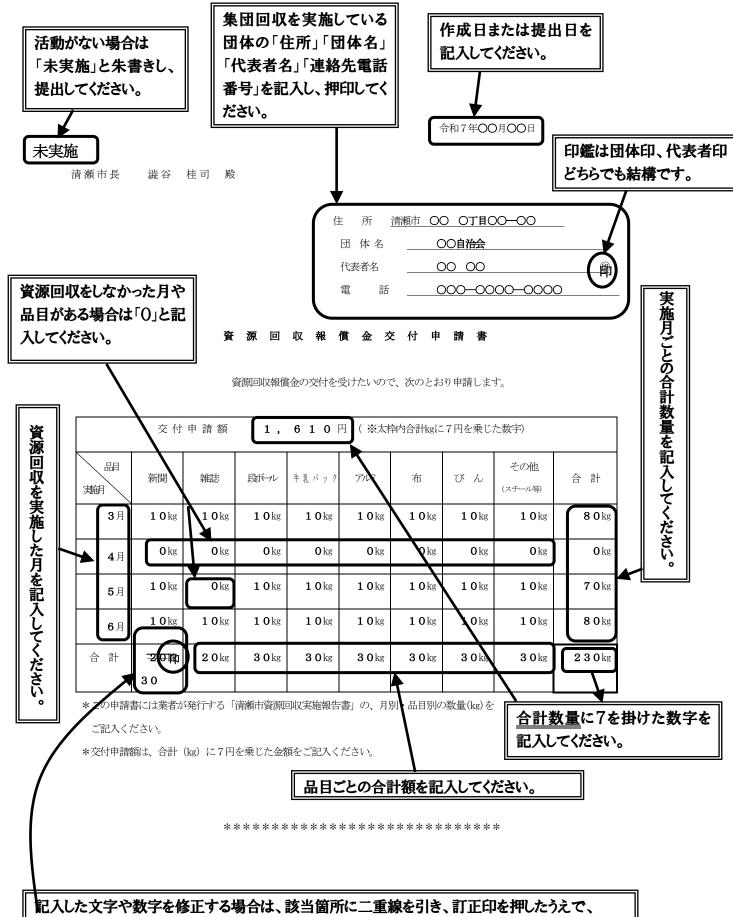
- 1 提出場所・環境課(本庁舎3階26番窓口)
 - ※書類の提出は平日8時30分から17時までとなります。
 - ※松山地域市民センターおよび野塩地域市民センターはご利用できません。
- 2 提出書類 (1)「資源回収報償金交付申請書」
 - *活動がない場合は、「未実施」と朱書きし、ご提出ください。
 - *次ページの記入例をご参照ください。
 - (2)「清瀬市資源回収実施報告書」
 - *市提出用のもので白色です。団体 市役所提出の表示があります。

≪お願い≫

- *記入した文字や数字を修正する際は、該当箇所に二重線を引き、訂正印を押したうえで、空い ている部分に記入し直してください。訂正印は、書類に押印している印影を使用してください。
- *記入の際は、消せるボールペンは使用しないでください。
- *電話番号は、日中に問い合わせができる連絡先を記入してください。
- *担当者が変更した場合はご連絡ください。

問い合わせ先 市民環境部環境課ごみ減量推進係

電話:042-492-5111 (内線 3311~3314)



記入した文字や数字を修正する場合は、該当箇所に二重線を引き、訂正印を押したうえで、 空いている部分に記入し直してください。